

個人情報ファイル簿（単票）

令和 7 年 6 月 27 日作成

個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援台帳システム	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 性別、6 個人番号、7 勤務先・通学先、8 同居親族、9 認定結果、10 課税状況、11 障害の有無、12 利用施設、13 利用料金	
記録範囲	給付認定申請者、その同居親族	
記録情報の収集方法	提出された給付認定申請書及び添付書類、住民基本台帳システム（住民情報・課税情報）	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係	
	（所在地）〒981-1592 角田市角田字大坊 4 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第 21 条第 7 項に該当するファイル） ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考	標準化により当システムの切り替えが行われる予定であるが、現時点での切替時期、変更内容等不明。	